

なまこ漁業の許可等の取扱方針

令和 3 年 7 月 14 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するなまこ漁業（以下「本漁業」という。）の許可に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 に基づき別に定めるものとする。

(許可の基準)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項及び規則第 11 条第 5 項に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

(条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項に規定する条件は、別表 3 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項及び規則第 15 条第 1 項に規定する許可の有効期間は、1 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 8 第 1 項の例により、提出するものとする。

(許可の申請等)

第8 許可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は、水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条及び規則第17条の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項及び規則第18条第2項の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第1項の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年7月14日から施行する。
- 2 令和8年9月25日一部改正。

別表 1

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の 資格	許可を すべき 漁業者 の数
	水産 動植物の 種類	漁具 の種 類そ 他の 漁業 の 方法						
なまこ漁業（なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）及び繁殖期なまこ漁業を除く。）	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業権区域に隣接する共同漁業権が設定されていない海域	8 月 1 日 か ら 3 月 31 日 ま で	—	—	岩手県内に住所を有する者	—
			第一種共同漁業権の免許区域内の海域				岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から同意を得ている者	定めなし

なまこ潜水器漁業 (繁殖期なまこ漁業を除く。)	なまこ	潜水器	第一種共同漁業権の免許区域内の海域	8月1日から31日まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
			第二種共同漁業権の免許区域内の海域				岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第二種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	—
繁殖期なまこ漁業	なまこ	潜水器等	第一種共同漁業権の免許区域内の海域	6月1日から7月31日まで			岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	—

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	操業の実績*がある者
第 2 位	漁業権除外区域に隣接する共同漁業権区域の行使権がある者
第 3 位	上記に該当しない者
備 考	第 1 ～ 3 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。 更に同順位の場合は、くじ引きとする。

※岩手県知事が許可する本漁業による実績

別表 3

漁業種類		条件
なまこ漁業（なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）及び繁殖期なまこ漁業を除く。）		ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。 イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）	別表 1 の操業区域を「第一種共同漁業権の免許区域内の海域」とする場合	ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。 イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
	別表 1 の操業区域を「第二種共同漁業権の免許区域内の海域」とする場合	ア ・・・・と・・・を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。 イ 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。 ウ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 エ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
繁殖期なまこ漁業		ア なまこ種苗生産以外の目的で採捕してはならない。 イ ・・・・（漁獲予定数量）を超えてなまこを採捕してはならない。 ウ 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。 エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。 オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。